

◆公正・平和な社会の実現に向けて、活動する市民派 緑の党グリーンズジャパン

あらき ニュース

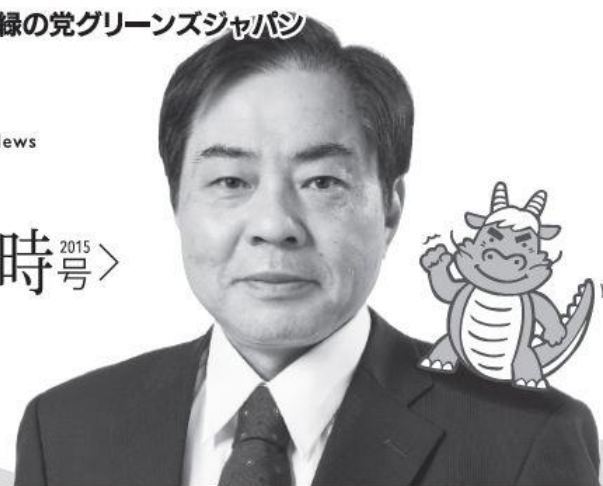
Ryusho Araki News

〈臨時号²⁰¹⁵〉

100%
市民派

緑の党
グリーンズジャパン

発行：福岡市議会議員 荒木龍昇（緑の党）
〒814-0033 福岡市早良区有田5-17-7
TEL.092-862-8980 / FAX.092-862-8985
メール f-lopas@hf.rim.or.jp
<http://www.araki-jp.com/>



私は昨年、北九州市の「おでかけ交通」事業について調査に行ってきました。

おでかけ交通事業とは、**バス路線廃止地区やバス路線のない高台地区、高齢化率が市の平均を上回る地区などにおいて、地域住民の交通手段を確保するため、地域住民、交通事業者、市が連携して、マイクロバスやジャンボタクシー等を運行するものです。**ただし、採算性の確保は前提です。

高齢化社会を迎え、移動の確保は大きな課題となっています。交通空白地帯だけでなく、たとえ一定距離に公共交通があったとしても、できるだけ身近なところで交通機関を確保することはますます必要になってきていると考えます。

さて、北九州市でおでかけ交通が始まったきっかけは、1999年に八幡東区枝光地区において地域住民と地場タクシー会社によって商店街を起点とした「乗り合いタクシー」の運行が提案されたことでした。枝光地区は急傾斜地で道路が狭隘。路線バスは一部しか運行されていない交通空白地帯です。枝光地区での試験運行を経て、2001年4月から本格運行。2003年からは小倉南区合馬・道原地区、平尾台地区、八幡西区木屋瀬・楠橋・星ヶ丘地区でも路線バス廃止に伴う代替交通として「おでかけ交通」制度が確立されました。

交通手段は地域の状況によりマイクロバス、ジャンボタクシー、タクシーを運行しています。地域のニ

ーズに合わせて運行車両および運行時刻、便数、料金などを事業者と住民で協議して決めています。

市は助成金などの支援はしますが、あくまで**地域住民組織が運営委員会を作って運営**します。事業の可能性を検討し、運行計画をたてるのも地域住民です。調査を通して、地域の移動手段を確保するためには**熱心な地域住民の取り組みと地域貢献する事業者の存在が大きい**と感じました。

フランスでは1982年、ミッテラン政権時に国内交通基本法が制定され、移動に関わる権利として「**交通権**」が明文化されました。

「交通権」とは「すべての人の移動する権利」「交通手段の選択の自由」「利用できる交通手段とその利用方法に関する情報を得る権利」であり、この「交通権」を保障することで「**誰もが容易に、低コストで、快適に、同時に社会的コストを増加させないで移動すること**」が実現できます。

日本では「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が2006年に制定され、その後改正が繰り返されてきました。民主党政権時に交通基本法が提出されたのですが、政権交代で廃案になった経緯があり、日本ではまだ「交通権」についての理解が十分ではありません。

交通問題対策特別委員会に所属する議員として、この「交通権」実現に向けてしっかりと政策提案をしてまいります。

あらき龍昇(事務所電話:862-8980)

